

会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付要綱（案）

年 月 日 決裁

（趣旨）

第1条 会津若松市内において、5G・IoT等の高度無線環境を、市民の誰もが享受できる社会の実現に向け、高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路設備等を整備する電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に定める電気通信事業者（以下「事業者」という。）に対し、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業（以下「事業」という。）とは、会津若松市内において光ファイバ等の超高速通信基盤が未整備である大戸町、湊町、河東町大野原地区及び強清水地区において、事業者が行う高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路設備等を整備する事業をいう。

（事業の前提）

第3条 この事業は、光ファイバ等の超高速通信基盤を整備する事業者が、国の所管する無線システム普及支援事業費等補助金のうち、高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備整備助成事業）に係る補助金（以下「国庫補助金」という。）の交付を受けることを前提として実施するものである。

（補助対象経費）

第4条 事業の実施に要する経費のうち、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国庫補助金の交付対象となる経費と同一とする。

（補助率）

第5条 市長は、事業者に対し補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）を限度として、予算

の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第6条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしている事業者とする。

- (1) 会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助対象事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づく公募により、補助対象事業者として選定されていること。
- (2) 国庫補助金の交付の決定を受けていること。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者が補助金の交付の申請をする際は、国庫補助金の交付の決定を受けた後、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の概要、計画
- (2) 事業に要する経費の見積書及びその明細書
- (3) 国庫補助金の交付決定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 補助対象事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取り消し)

第9条 市長は、前条において補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、第6条に該当しなかった若しくはしなくなった場合又は次に掲げる場合には、前条の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、国庫補助金の交付決定の取り消しを受けた場合。
- (2) 募集要項に定める「補助対象事業者公募に係る応募資格等」の要件を満たさない又は満たさなくなった場合。

(着手届け)

第10条 補助事業者は、事業に着手しようとするときは、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業着手届（第3号様式）により市長にその旨を届け出なければならない。

(変更等の承認)

第11条 補助事業者は、事業の内容等について次に定める変更の事由が生じたときは、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金等変更申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容の変更
 - (2) 事業に要する経費の増減
- 2 前項の規定による変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業変更概要書
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項の承認は、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金等変更交付決定通知書（第5号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

(事業の遂行)

第12条 補助事業者は、法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行の状

況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。

(事業の遂行等の命令)

第14条 市長は、事業が法令等の定め又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他市長の命令若しくは指示に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該事業の遂行の一時停止を命ずることができる。この場合において、市長は、当該補助事業者が前項の規定による命令の内容に適合させるための措置を市長の指定する期日までに執らないときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(完了報告)

第15条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 施設の完成後の図面及び設備の配置状況が分かる書類
- (3) 事業の作業状況及び完成後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第7条第2項の規定により消費税仕入控除税額を減額しないで交付申請を行った者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告し、同項の実績報告をした後において、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その額（消費税仕入控除税額を減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分）を消費税の額の確定に伴う報告書（第7号様式）により速やかに報告し、市長の返還命令を受けて当該消費税仕入控除税額を返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、事業の完了に係る前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すべきものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の経理)

第18条 補助事業者は、事業の経理についてその収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助金交付が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加させた財産のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は当該財産に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

年 月 日

会津若松市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付申請書

会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業の概要、計画
- (2) 事業に要する経費の見積書及びその明細書
- (3) 国が所管する無線システム普及支援事業費等補助金のうち、高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備整備助成事業）の交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

会津若松市長

印

会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金については、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 補助金の交付の対象となる事業の内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。
 - (2) 会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

会津若松市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業着手届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金に係る事業について、下記のとおり着手します。

記

- 1 事業着手年月日
- 2 事業完了予定年月日
- 3 事業担当者
(事業者名)
(担当者職名)
(担当者氏名)
(連絡先)

年 月 日

会津若松市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金等変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業を下記のとおり変更したいので、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
事業変更概要書

年 月 日

会津若松市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金に係る事業について、事業が完了しましたので、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付要綱第15条の規定により、別紙資料を添えて報告します。

添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 施設の完成後の図面及び設備の配置状況が分かる書類
- (3) 事業の作業状況及び完成後の写真

年 月 日

会津若松市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



消費税の額の確定に伴う報告書

会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額	円
2 補助金の確定時における補助金に係る消費税仕入控除税額	円
3 消費税の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額（3-2）	円

注 別紙として積算の内訳を添付すること。

第 号
年 月 日

様

会津若松市長

印

会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金確定通知書

年 月 日付で申請のあった会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金について下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

年 月 日

会津若松市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号の交付確定通知書に基づく会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金を交付くださるよう、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付要綱第17条の規定より下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

預金口座番号

銀行 本店・支店

普通・当座 号

フリガナ

口座名義人